

新 旧 対 照 表  
新 旧

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

別表（第8条関係）

別表（第8条関係）

表 略

表 略

備考 上記の1の(1)及び(2)並びに2の(1)の用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

備考 上記の1の(1)及び(2)並びに2の(1)の用紙は、日本工業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本工業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。